

京都大学大学院医学研究科研究用組織標本作製利用負担金内規

(平成25年3月12日医学研究科長裁定制定)

(平成26年3月13日医学教授会改正)

(平成29年3月24日医学教授会改正)

(令和2年3月26日医学教授会改正)

(令和3年6月10日医学教授会改正)

(令和4年4月14日医学教授会改正)

(令和5年2月24日医学教授会改正)

(趣旨及び適用範囲)

第1条 京都大学大学院医学研究科において受託する研究用組織標本作製に係る負担金（以下、「利用負担金」という。）の額及びその負担方法については、この内規の定めるところによる。

(利用者)

第2条 研究用組織標本作製を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) その他医学研究科長が認めた者

(利用申請)

第3条 研究用組織標本作製を利用しようとする者は、所定の申請書を医学研究科長に提出して、その承認を受けなければならない。

(利用負担金)

第4条 利用負担金は、別表に規定する額とする。

(納付の方法)

第5条 利用負担金の納付の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については、予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。

(4) 本学以外の学術研究機関等に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いと医学研究科長が特に認めた場合は、医学研究科長が負担方法を別に定めることができる。

(免責)

第6条 医学研究科は、不可抗力の事由によって生じた作製試料の損害に対しては、一切の責任を負わない。

(内規の変更)

第7条 医学研究科長は、以下の場合に委託者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) 内規の変更が、委託者の一般の利益に適合するとき。

(2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、標本作製上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学大学院医学研究科附属総合解剖センターホームページへの掲示その他の適切な方法により、委託者に周知するものとする。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、医学研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成25年3月12日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から実施する。

附 則

この内規は、令和4年4月14日から実施する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から実施する。